

令和8年6月29日

各分野の専門家が空き家・空き地の相談に応じます！ ～ 福島市空き家・空き地の無料相談会 ～

空き家及び空き地所有者が抱える悩みや問題を解決するため、【福島市における空き家等対策に関する連携協定団体】と一体となって、法律・不動産・建築・金融・行政などの各専門家による無料相談会を開催します。現在参加者を下記のとおり募集しています。

記

1 日 時： 令和8年7月25日(土) 午前10時～午後3時(受付時間)

2 場 所： 市民センター 314会議室(五老内町3番1号)

3 定 員： 15組程度(先着順・予約制)

4 内 容

(1) 各分野の専門家が空き家及び空き地の相談に応じます

- 空き家及び空き地の売買や賃貸、不動産評価などに関すること
- 相続や登記に関すること
- 空き家の解体やリフォームに関すること
- 草木の手入れなど空き家及び空き地の管理に関すること
- 上記に係る資金相談に関すること

(2) 相談員【福島市における空き家等対策に関する連携協定団体】

司法書士、行政書士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、建築士、宅地建物取引士、
シルバー人材センター、銀行、市職員

5 応募方法

市ホームページ(福島市空き家無料相談会の開催について)、
または下記URL、右記 QR コードから(24時間対応)
<https://logoform.jp/form/PBtX/861551>



担当:都市計画課 空家・空地対策室
課長 齋藤、室長兼主任 野木
電話 024-573-2751(直通)

空き家・空き地の 無料相談会

相続したけど
どうしたら
いいの？

解体費用って
どのくらい
かかるの？

空き家・空き地を
売りたい！貸したい！

空き家・空き地に関するお悩みやご相談に対し、
法律・不動産・建築・金融・行政等の専門家がお答えします!!

日時

2026 7/25 土

午前10時～午後3時

※予約制で1組40分程度の相談

場所

福島市市民センター
2階 204講義室

福島市
五老内町3番1号

申込先

福島市都市計画課 空家・空地対策室
☎024-573-2751

15組程度(予約制)

※Zoomでの相談も可能です
※空き家になる前段階の相談も可能です

持参物
(必須)

- ①登記事項証明書
- ②公図
- ③建物の間取り図
- ④建物の写真

住宅に関する
フリー相談
コーナー
1階 エントランスホール

予約するほどでもないけれど...
住宅に関する話を聞いてみたい!
そんな方にオススメです!

同日開催

福島市市民センター
1階 エントランスホール

手づくりマルシェ
食品・ハンドマッサージ・
雑貨等

プロのエスティシャンや、オシャレな雑貨などが大集合!!

〈主催〉福島市・福島市における
空き家等対策に関する連携協定団体

〈主催〉福島市・株式会社ポーラ福島瀬上店

「空き家・空き地の無料相談会」申込書

相談カード

空き家・空き地の状況や相談内容がわかるとスムーズに相談が進みます。

時間帯やご相談内容によっては、お待ちいただく場合がございますのでご了承ください。

日程や時間帯が合わず、参加できない場合は、随時、都市計画課でご相談を受け付けます。

オンラインまたは
電話にて
ご予約ください

☎ 024-573-2751

※お電話で予約の場合、相談内容の確認をいたしますので、下記事項の記入をお願いいたします。

参加方法		☐ ご来場 ☐ オンライン (Zoom)	
来場希望時間		☐ 午前10時 ☐ 午前11時 ☐ 午後1時 ☐ 午後2時 ☐ 午後3時 ※多数の来場者希望者がいる場合、来場時間を変更いただく場合がありますのでご了承ください	
相談者情報	名前	ふりがな	該当するものに○を付けてください
			所有者【 本人 家族 親族 】 近隣住民 その他 ()
	住所		
	電話番号		
空き家所在地		福島市	区域 ※市記入欄 市外化区域 市外化調整区域 都市計画区域外
相談内容		該当する相談項目に○を付け、具体的な相談内容をご記入ください（複数選択可）	
		1 売却・賃貸	
		2 相続・登記	
		3 解体・リフォーム	
		4 除草等管理	
		5 資金相談	
		6 その他	

